平成２７年（フ）第３５３号
沖縄県那覇市真嘉比２丁目４番８号　アーバンライフ405
債務者　堀木　礼子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城間　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０３号
岐阜県揖斐郡池田町杉野136番地
債務者　伊藤美津子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
神奈川県座間市座間２丁目2824番地　ハイツ小湊Ⅲ302号
債務者　高見澤明子ことＣＨＯＩ　ＭＹＵＮＧＪＡこと　崔　　明子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４５８号
神奈川県座間市座間２丁目2824番地　ハイツ小湊Ⅲ302号
債務者　高見澤　綾
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６７号
相模原市南区新戸2092番地３
債務者　阿南　　宏
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８１号
相模原市南区磯部2103番地
債務者　関谷　友和
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２６２号
千葉県佐倉市並木町223番地　佐倉荘Ｂ－304
債務者　萩原　幸博
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３２号
愛知県岡崎市北野町字西野山33番地１　コーポラス西野山201
債務者　種子田勇二
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田809番地11　コーポ三和103号
債務者　裕美工業こと　林　　裕一
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１７号
札幌市中央区南16条西８丁目２番７－102号
債務者　八幡　崇利
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８７０号
札幌市中央区南24条西15丁目１番２号　藻岩レジデンス207号
債務者　伊藤　四郎
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３４号
札幌市西区八軒５条東３丁目２番17号　センチュリー八軒105号
債務者　金澤　有希（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９６０号
札幌市西区発寒４条３丁目４番33号　Ｐボックス402号
債務者　堺　　美子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９６２号
札幌市中央区南28条西11丁目１番20号　滝沢マンション201号室、住民票上の住所札幌市中央区南28条西10丁目６番10号　201号　宝島方
債務者　池下　文雄
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９９１号
札幌市厚別区もみじ台東５丁目１番36－402号
債務者　佐藤　和則
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９９７号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目２番20号　オク・アールセブン405号
債務者　伊藤ひとみ
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部